

愛知県農業振興地域整備基本方針

策定 昭和45年 3月31日
変更 昭和51年 4月14日
昭和55年12月26日
昭和60年 9月20日
平成14年 3月 8日
平成20年 8月 5日
平成22年12月17日
平成28年 4月28日
令和 3年12月10日

令和3年12月



◆愛知県農業地帯図◆



Copyright © 2012 AICHI Prefecture All rights reserved.

地域区分	地域名	含まれる市町村の範囲
尾張農業地帯	尾張地域	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
	海部地域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
	知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河農業地帯	西三河地域	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
	豊田加茂地域	豊田市、みよし市
東三河農業地帯	新城設楽地域	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
	東三河地域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

目 次

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方	
2	農業上の土地利用の基本的方向	
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	7
第 3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	12
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2	農業地帯別の構想	
3	広域整備の構想	
第 4	農用地等の保全に関する事項	14
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等の保全のための事業	
3	農用地等の保全のための活動	
第 5	農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	17
1	農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	
2	農業地帯別の構想	
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	20
1	重点作目別の構想	
2	農業地帯別の構想	
3	広域整備の構想	
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	30
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	
第 8	第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	32
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農山村地域における就業機会の確保のための構想	
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	33
1	生活環境施設の整備の必要性	
2	生活環境施設の整備の構想	

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

農業は、県民に欠くことのできない食料その他の農産物の供給の機能に加え、県土や環境の保全・保健休養の場の提供等の多面的な機能を発揮している。農用地は農業にとって最も基礎的な資源であり、いったん毀損されるとその回復には非常に困難を伴うことから、食料の安定供給や農業の持続的な発展のためには農用地を集团的かつ良好な状態で確保、保全し、有効利用を図っていくことが、極めて大切なことである。

一方、本県は都市と農村とが近接し、ともに発展を遂げているため、土地利用の競合が起こり、農用地に対する強い都市的土地需要が生じている。また、中山間地域など生産条件の不利な地域を中心に荒廃農地化が問題となっている。

このため、優良農地の確保に当たっては、その利用すべき土地の区域を明確にし、限られた県土の合理的かつ計画的な利用を図り、その有効利用を推進することが必要である。

本県においては、51市町村（令和3年10月1日現在）が農業振興地域整備計画を策定し、この計画の中で、将来を見通して、農用地等として利用すべき区域である農用地区域を設定している。そして、原則としてこの区域を対象に各種農業施策を集中的に実施し、優良農地である農用地区域内農地の整備と保全を図っている。今後とも、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整を行うため、農業振興地域整備計画の定期的な見直しを進めるとともに、その見直しの中で、農用地区域の設定要件に該当する農用地等については、積極的に農用地区域への編入を図り、長期的に優良農用地として保全、利用を推進する。

本県における農用地区域内の農地面積は現在（令和元年現在）56,600ha であるところ、このままのすう勢で推移した場合、令和12年の農地面積は、51,900ha へ推移すると見込まれる。

これに対して令和12年までに、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用並びに荒廃農地の発生防止・解消により、計2,700haの増加を目標とする。

なお、農業とともに工業も発展を遂げている本県が独自に考慮すべき事項として、市街化区域への編入や整備計画の定期見直しによる自然的条件が不利な農地等の面積として300haの減少を見込み、最終的な令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、54,300haを目標として設定する。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

ア 農用地の利用集積

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、従来を大幅に上回るペースで、規模拡大意欲のある多様な経営体に農用地の利用

集積を進めることが急務となっている。

(7) 経営体などへの利用集積の加速的推進

農用地の貸借に対する不安感や資産として農用地を保有する傾向の強まりなどの諸課題を解消しつつ、農用地の利用集積を加速的に進める必要がある。

このため、関係機関が連携を密にして、農地中間管理事業を活用して、人・農地プランに基づく合意により農用地利用の集団化の推進、農業生産基盤整備を契機とした施策の推進、農用地の利用状況等を明示した地図情報システムの導入などにより、意欲ある多様な経営体への利用集積や集落営農の推進に努める。

(4) 農作業受委託の活用

現在、水稻作付農家のうち、約7割が農作業の委託を行っているが、今後、地域の担い手の育成や生産コストの低減を図る上で、農作業受委託を活用することが必要である。

このため、地域の耕作状況をもとに、農用地の利用集積と併せて農作業受委託を活用し、多様な経営体への面的な集積を図る。

また、露地野菜や果樹生産農家においても高齢化が進んでいるため、農作業受委託体制を活用し、農家の労働軽減を図るとともに産地の維持強化を進める。

イ 荒廃農地の発生防止・解消

荒廃農地の増加は、土地資源の有効利用を妨げるのみでなく、周辺の農用地の効率的な利用も妨げている。荒廃農地の発生原因は、高齢化による農用地を管理する担い手の不足、農産物の価格の低迷などであるが、特に中山間地域では深刻な状況となっており、荒廃農地の面積の割合も他地域を上回っている。

そのため、適切な農業生産活動が行われるよう不利な農業生産条件を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の解消利用活動等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

荒廃農地の発生防止・解消・有効利用に当たっては、農用地として利用することを基本に、地域農業の担い手の育成、高齢就農者の能力の発揮、農業サービス事業体の活用、企業やNPO法人等の法人に対する農地の貸借制度の適正な運用などを通じて地域における利用調整を図り、その有効利用を推進する。また、市民農園や放牧地としての利用なども推進する。

ウ 生産性向上のための農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備は、農業生産の安定、生産性の向上、農業経営の合理化などを推進する上で欠くことのできないものである。

今後とも、一層の生産性の向上を図るためのほ場の大区画化の推進、農業用水の安定

した供給、排水対策の推進、さらには自然環境や生態系への配慮など、様々な課題に対応した施策や事業を展開していく。その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入する。

また、農用地区域は農業生産の大宗を担う区域であるので、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行う。

エ 無秩序な農用地のかい廃の防止

本県においては、混住化の進行などを背景として、特に都市近郊部で、住宅、工場などが農用地に進出する例がみられ、農用地の無秩序なかい廃につながるものが危ぐされている。これは、農用地としての有効利用を進める上で支障になるだけでなく、地域の秩序ある土地利用や美しい景観を確保する上でも支障となるものである。

このため、地域の土地利用動向を踏まえ、無秩序なかい廃を防止し、集団的な農用地等の確保を推進する。非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条の2に基づき実施する基礎調査の結果等に基づき行う。

オ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

カ 公用施設又は公共用施設用地への対応

農用地区域内の土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第16条に定められている地方公共団体の責務を考慮して、当該施設の整備計画が、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更要件を満たすよう努める。

また、公的計画である農用地利用計画の信頼性及び安定性を確保するため、当該施設の整備計画の決定及び立地に当たり、市町村及び県等の農業担当部局と必要な調整を十分に行う。

キ 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の

利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤強化に資することを目的とするものであることから、効果的な活用を図る。

ク 推進体制の確立等

本農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域整備計画の策定や変更に当たっては、地域の振興に関する諸計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、学識経験者の意見を聴くほか、県農業関係団体、市長会及び町村会等から、市町村においては、関係農業団体等から必要に応じて幅広く意見を求める。

ケ 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定又は変更に当たっては、その理由を付して公告及び縦覧し市町村の住民が意見書を提出できるようにすることで手続の公正性や透明性の向上を図り、地域の合意により各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進する。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 尾張農業地帯

本地帯は、尾張地域、海部地域、知多地域に細分化される。

名古屋市とその周辺の市町からなる尾張地域は、県人口の約7割を占める地域で、大消費地に近いという地理的な条件を生かした都市近郊の野菜産地として、古くから発展してきた。近年では都市化の進行による農用地と宅地の混在化、農家数の減少、担い手の高齢化等が進み、耕地利用率の低下が懸念されるなど、農業を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況の中で、都市近郊農業を発展させていくには、高付加価値型農業の展開や産地直売などの地理的な利点を生かした、新鮮で安全、安心な農産物の供給体制の確立を図ることが必要である。また、畜産については、都市化や混住化が今後一層進むと見込まれる中で、環境問題に配慮し、周辺住民の一層の理解と協力を得ることが重要である。

県西部に位置する海部地域は、木曾川沖積層の平坦地で、地区面積の8割弱が海拔ゼロメートル以下となっており、農用地は地区面積の4割を占めている。このような条件の下で、木曾川用水事業等により農業生産基盤が整備されるとともに、国営尾張西部土地改良事業などにより総合的な排水対策が実施され、県下有数の水田地域を形成してきた。しかしながら、都市化や混住化が進行するにつれて、農用地の有する洪水防止等の多面的機能の低下が懸念されており、こうした面からも優良農用地の確保と有効利用を図ることが必要である。また、当該地域の主要産品であるれんこん等は、国内外との産地間競争の激化

に対応するため、高品質、高付加価値生産の取組を一層推進するとともに、効率的な経営の推進が必要である。

知多地域は、中部国際空港が開港して以来、新しい地域づくりが進められている。各地区では場整備が進み、露地野菜では、定植や収穫などに大型機械を利用した取組が実用化の段階にある。また、当該地域南部はみかん、北部はぶどう等の果樹産地が形成され、都市近郊の利点を生かした産地直売や観光農園などが盛んに行われている。同時に当該地域中部では畜産が盛んであり、耕畜連携による飼料用米、稲WC S、飼料作物の栽培も行われている。都市近郊地域ということで、営農条件や生活環境の悪化等の懸念もあるが、生産者と消費者との交流の機会が増えることが期待できる地域である。

このような状況の中で、魅力とやりがいのある農業生産活動を展開していくためには、優良農用地の確保とその有効利用を図るとともに、観光と結びつけた農業を推進することが重要である。

以上のとおり、都市化の進展が著しい本地帯においては、確保、保全すべき農用地については農用地区域に設定するとともに、その趣旨を明らかにしていくことにより、優良農用地の確保、保全を図る。

(2) 西三河農業地帯

本地帯は、西三河地域と豊田加茂地域に細分化される。

県の中央部に位置する西三河地域は、矢作川を水源とする明治用水などの水利条件に恵まれ、地域農業の基幹となる水稲を始め、野菜、果樹、花き、畜産等が盛んで、本県の代表的な農業地域を形成している。また、北部の中山間地では、地域の立地条件を生かした特産品であるじねんじょ等の生産により地域の活性化が図られている。

また、自動車関連を始めとした産業の発展により、農家数の減少が進む中で、地域農業の保持、発展のため、農用地の利用集積集約化による大規模な土地利用型農業の展開を図るなど、一層の生産コストの低減に努めるとともに、担い手の高齢化に対応した生産体制の確立、消費者の信頼を得られる新鮮で安全、安心な農産物の生産に努め、農業経営の安定化を図ることが重要である。

平坦地域から中山間地域にわたる変化に富んだ自然条件と地域特性を持つ豊田加茂地域は、雇用労力を活用した企業的な経営や企業などを退職した高齢者の生きがい農業生産など幅広い農業経営が営まれ、また、都市近郊の立地を生かした直売所や観光農業の取組も盛んに行われている。また水稲に関しては、大規模な農業法人が地域農業をけん引している。果樹では、もも、なしが県内有数の産地となっている。また、中山間地域においては、小ぎくなどの花き、じねんじょ、和牛子牛生産などに関して創意工夫を生かした経営が展開されている。この他、昭和40年代から農地を開拓して茶の生産が始まり、現在では、

有機栽培で付加価値の高い茶の産地となっている。

しかしながら、近年の農産物価格の低下など農業をとりまく環境が大きく変化している中で、消費動向を踏まえた営農計画を立て、低コストで高品質な安定生産を図るとともに、一層の消費拡大の宣伝に努め、ブランド化を推進することが重要である。

以上のとおり、大規模な土地利用型農業及び企業的な経営体が発達している本地帯においては、農業生産の基盤である農用地を引き続き集団的かつ良好な状態で確保する。

(3) 東三河農業地帯

本地帯は、新城設楽地域と東三河地域に細分化される。

県東部の中山間地域に位置し、全面積の約9割が山林である新城設楽地域は、県土面積の約2割を占めているが、人口は県全体の約1%となっている。人口に占める65歳以上の高齢者の割合は年々増加傾向にあり、高齢化率が高く、農業の後継者不足も深刻化しているが、関係機関の連携のもと、住宅あっせんや資金の融資など、農業への新規参入者に対する支援が展開されている。また、水稻や畜産を主体に、野菜、果樹、茶、花きの生産が盛んである。今後も引き続き、高冷地の夏季冷涼で昼夜の大きな温度差を生かした山間地域ならではの特産品の育成に取り組むとともに、産地直売など消費者と結びついた農業を展開することが必要である。

豊川下流域と渥美半島からなる東三河地域は、面積は県土の約1割であるものの、農業産出荷額は約5割を占め、特に、野菜、果樹、花きを主体とした畑作園芸、畜産の一大産地を形成しており、全国でも有数の農業生産地域となっている。しかしながら、農村の社会構造が変化しつつあり、自動車関連企業の進出に伴い、農家数や耕地面積の減少、また一部の地域では、農村集落の混住化、集落機能の低下などが起こっている。

このような状況の中で、本県の主要な農業生産地域として今後も維持、発展していくためには、地域の農業を担う優れた経営体が、効率的かつ安定的な農業経営を展開できる生産基盤の整備、農業機械や施設の整備、雇用労力の確保が必要である。また、家畜排せつ物や農業用使用済みプラスチックの適正処理・リサイクル化など環境保全対策の一層の強化が重要な課題である。

以上のとおり、生産条件の厳しい中山間地域と全国屈指の農業地域を抱える本地帯においては、地域の営農状況を踏まえ、優良農用地の確保、保全を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
尾張	名古屋地域 (名古屋市)	名古屋市のうち、都市計画法の市街化区域(以下「市街化区域」という。)及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの(農用地等とすることが適当な土地が介在しているものを除く。以下同じ。)等を除いた区域	総面積896ha (農用地面積449ha)	
尾張	一宮地域 (一宮市)	一宮市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積7,449ha (農用地面積3,015ha)	
尾張	瀬戸・尾張旭地域 (瀬戸市・尾張旭市)	瀬戸市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域 尾張旭市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積1,194ha (農用地面積466ha)	
尾張	半田地域 (半田市)	半田市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,820ha (農用地面積852ha)	
尾張	春日井地域 (春日井市)	春日井市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積2,133ha (農用地面積789ha)	
尾張	津島地域 (津島市)	津島市のうち、市街化区域を除いた区域	総面積1,842ha (農用地面積866ha)	
尾張	犬山地域 (犬山市)	犬山市のうち、市街化区域、飛騨木曾川国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積2,600ha (農用地面積858ha)	
尾張	常滑地域 (常滑市)	常滑市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積3,603ha (農用地面積1,500ha)	
尾張	江南地域 (江南市)	江南市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,088ha (農用地面積662ha)	
尾張	小牧地域 (小牧市)	小牧市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積2,621ha (農用地面積1,022ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
尾張	稲沢地域 (稲沢市)	稲沢市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積6,798ha (農用地面積3,393ha)	
尾張	東海地域 (東海市)	東海市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,131ha (農用地面積562ha)	
尾張	大府地域 (大府市)	大府市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,028ha (農用地面積850ha)	
尾張	知多地域 (知多市)	知多市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,426ha (農用地面積1,228ha)	
尾張	岩倉地域 (岩倉市)	岩倉市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積518ha (農用地面積238ha)	
尾張	豊明地域 (豊明市)	豊明市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,530ha (農用地面積520ha)	
尾張	日進地域 (日進市)	日進市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,239ha (農用地面積497ha)	
尾張	愛西地域 (愛西市)	愛西市のうち、市街化区域及び木曾川・長良川の河川区域を除いた区域	総面積5,334ha (農用地面積3,133ha)	
尾張	清須地域 (清須市)	清須市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積189ha (農用地面積119ha)	
尾張	弥富地域 (弥富市)	弥富市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積3,511ha (農用地面積1,795ha)	
尾張	あま地域 (あま市)	あま市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,449ha (農用地面積736ha)	
尾張	長久手地域 (長久手市)	長久手市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積594ha (農用地面積225ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
尾張	東郷地域 (東郷町)	東郷町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,183ha (農用地面積408ha)	
尾張	大口地域 (大口町)	大口町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,046ha (農用地面積449ha)	
尾張	扶桑地域 (扶桑町)	扶桑町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積647ha (農用地面積276ha)	
尾張	蟹江地域 (蟹江町)	蟹江町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積631ha (農用地面積154ha)	
尾張	飛島地域 (飛島村)	飛島村のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,215ha (農用地面積660ha)	
尾張	阿久比地域 (阿久比町)	阿久比町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,867ha (農用地面積906ha)	
尾張	東浦地域 (東浦町)	東浦町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,191ha (農用地面積933ha)	
尾張	南知多地域 (南知多町)	南知多町のうち、市街化区域、三河湾国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積2,998ha (農用地面積1,039ha)	
尾張	美浜地域 (美浜町)	美浜町のうち、市街化区域、三河湾国立公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積4,102ha (農用地面積1,421a)	
尾張	武豊地域 (武豊町)	武豊町のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,399ha (農用地面積496ha)	
尾張 地帯計			総面積71,272ha (農用地面積30,517ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
西三河	岡崎地域 (岡崎市)	岡崎市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積8,582ha (農用地面積2,947ha)	
西三河	碧南地域 (碧南市)	碧南市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,469ha (農用地面積795ha)	
西三河	刈谷地域 (刈谷市)	刈谷市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,554ha (農用地面積1,382ha)	
西三河	豊田地域 (豊田市)	豊田市のうち、市街化区域、天竜奥三河国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積24,932ha (農用地面積6,659ha)	
西三河	安城地域 (安城市)	安城市のうち、市街化区域を除いた区域	総面積6,443ha (農用地面積3,461ha)	
西三河	西尾地域 (西尾市)	西尾市のうち、市街化区域、三河湾国立公園の特別保護地区(沖島)及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積10,517ha (農用地面積4,616ha)	
西三河	知立地域 (知立市)	知立市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積5,255ha (農用地面積3,322ha)	
西三河	高浜地域 (高浜市)	高浜市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積2,188ha (農用地面積1,622ha)	
西三河	みよし地域 (みよし市)	みよし市のうち、市街化区域等を除いた区域	総面積1,963ha (農用地面積844ha)	
西三河	幸田地域 (幸田町)	幸田町のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきもの等を除いた区域	総面積2,517ha (農用地面積1,286ha)	
西三河 地帯計			総面積59,720ha (農用地面積22,484ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
東三河	豊橋地域 (豊橋市)	豊橋市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積18,811ha (農用地面積5,741ha)	
東三河	豊川地域 (豊川市)	豊川市のうち、市街化区域及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積6,569ha (農用地面積3,228ha)	
東三河	蒲郡地域 (蒲郡市)	蒲郡市のうち、市街化区域、三河湾国立公園の特別保護地区(竹島)及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積2,040ha (農用地面積788ha)	
東三河	新城地域 (新城市)	新城市のうち、市街化区域、天竜奥三河国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積7,800ha (農用地面積3,243ha)	
東三河	田原地域 (田原市)	田原市のうち、市街化区域、三河湾国立公園の特別保護地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積11,670ha (農用地面積6,817ha)	
東三河	設楽地域 (設楽町)	設楽町のうち、規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積3,485ha (農用地面積1,019ha)	
東三河	東栄地域 (東栄町)	東栄町のうち、規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積1,243ha (農用地面積164ha)	
東三河	豊根地域 (豊根村)	豊根村のうち、規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のため利用すべきものを除いた区域	総面積1,045ha (農用地面積152ha)	
東三河 地帯計			総面積52,663ha (農用地面積21,152ha)	
県計			総面積183,655ha (農用地面積74,153ha)	

※1 指定予定地域名 令和3年10月1日現在

※2 市町村名 令和3年10月1日現在

※3 指定予定地域の規模 令和元年12月31日現在

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備は、農用地等の確保に関する基本的考え方に即するとともに、農地中間管理機構との連携を図りつつ高生産性農業の展開のための優良農用地の確保及び整備、農業用水の安定供給のための整備、排水改良のための整備、中山間地域の活性化のための地域の実情に即した生産基盤の整備と生活環境の総合的な整備等の事業を、担い手の育成や支援施策と併せて進める必要がある。

具体的には、農業機械の大型化や作業効率の向上に寄与するほ場の大区画化、農道及び農業水利施設の整備、さらに畑作農業を振興するための畑作地帯の生産基盤整備を推進する。

また、これらの事業を実施するに当たっては、自然環境や生態系に配慮するとともに農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるよう考慮しつつ進める。

さらに、農業生産の基盤と一体的に集落道や集落排水路等の農村集落の生活環境施設の整備を推進する。

以上の基本的な方向に基づく、各農業地帯別の整備の基本的な方向は、次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 尾張農業地帯

本地帯においては、担い手への農地の利用集積を図るため、大型機械による水稻生産に対応したほ場の大区画化や田畑輪換を可能とする排水改良を進めるとともに、既存の農業水利施設を有効に活用するための計画的な更新整備を推進する。また、農産物の広域的な流通体系を確立するための基幹農道の整備を推進する。

なお、これらの農用地及び農業水利施設等の整備に当たっては、生態系や景観等、周辺環境との調和に十分配慮するとともに、地域住民の憩いの場としても機能するよう努める。

(2) 西三河農業地帯

本地帯の中央部から南部地域にかけては、まとまりのある優良な農用地が広がり、県下を代表する大規模な水田農業が展開されており、今後も、担い手への農用地利用集積を推進し、一層の低コスト化、高品質化を目指した生産体制を確立するためのほ場の大区画化等を進めるとともに、既存の農業水利施設を有効活用するための計画的な更新整備を推進する。

本地帯の北部の中山間地域においては、荒廃農地を解消し、優良農用地を保全するため、既存の農業水利施設等の計画的な更新整備を推進する。

また、これらの整備に当たっては、周辺環境との調和に十分配慮し、地域住民の憩いの場としても機能するよう努める。

(3) 東三河農業地帯

本地帯の北部の中山間地域においては、農産物の流通体系の確立や農村環境の改善に資するための基幹農道の整備を進めるとともに、荒廃農地の解消や優良農用地の保全のため、既存の農業水利施設等の計画的な更新整備を推進する。

本地帯の渥美半島を中心とした南部地域は、全国有数の畑作農業地域となっているが、

今後も一層の畑作振興を図るため、既存の農道や農業水利施設等の計画的な更新整備を進めるとともに、水田についても、担い手への利用集積や集落営農を進め、より効率的な利用が図られるようほ場の大区画化等を推進する。

また、これらの整備に当たっては、周辺環境との調和に十分配慮し、地域住民の憩いの場としても機能するよう努める。

3 広域整備の構想

(1) 用排水改良

農業生産基盤の整備に係る事業の内、受益の範囲が広域にわたる基幹農業水利施設については、水稻生産の合理化と畑作振興に資するため、関係市町村の計画と有機的な関連を保ちながら、既存施設の更新整備を実施していく必要がある。

なお、畑地帯にあっては、特に基幹農業水利施設の整備に併せて関連する農業農村整備事業を推進する。

各流域における主な事業は、次のとおりである。

木曾川流域では、これまでに水稻を中心とする用排水改良がなされてきた。愛知用水受益地域については、愛知用水二期事業で整備した幹、支線及び水管理施設により効率的な配水管理を行い、水利用を合理化しつつ都市近郊農業の育成を図る。

矢作川流域では、ダムや頭首工、幹線水路の整備を行い、用水の安定確保と水管理の合理化を図ってきた。

豊川流域では、豊川用水の完成を契機として目覚ましい発展を示した。都市化の進展に伴う地区内ため池の水質悪化やかい廃及び低平地における排水改良の進展に伴う水田用水量の増等により豊川用水の水使用量が増大しており、近年の少雨化傾向も相まって、慢性的な水不足となっていることから、新規水源の開発を図るため設楽ダム建設事業を積極的に推進する。また、水管理の合理化、南海トラフ地震などの大規模地震に対する耐震対策、及び安定した水供給を図るため、豊川用水二期事業を積極的に推進する。

(2) 農道の整備

集团的農用地を有する地域で、農業経営の近代化が図られる見通しがある広域な農業生産地帯を形成する地域について、農産物の流通施設の整備を踏まえた基幹農道の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

本県における農用地等の保全の方向は、農用地が単に食料供給の維持や確保に不可欠な農業生産の基礎的な資源であるにとどまらず、水源のかん養、国土や環境の保全等、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的な機能を農業水利施設等と一体となって発揮しており、いったん荒廃農地になると周辺農用地へ悪影響を及ぼすことはもとより、耕作可能な農用地への復旧には多大な投資と労力を要するという観点に立って進める。

このため、他の土地利用関係法と調整を図りながら、優良農用地として保全すべき区域を明確にし、農用地の無秩序な廃と荒廃農地の発生防止や解消に努め、限られた県土の合理的かつ計画的な利用に資する。

具体的には、土地所有者等の意向を踏まえ、農用地の交換分合を進めるとともに、遊休農地に対する土地利用についての勧告制度や、水路の泥上げ、草刈り等、農業水利施設等を地域全体で保全する多面的機能支払制度等を活用する。

また、農業従事者の高齢化や農家世帯の兼業化が進行する中で、認定農業者のみならず株式会社をはじめとした企業等、新たな担い手を育成し、農地中間管理機構との連携を図りつつそれら担い手への農用地利用集積を促進するとともに、地域の実情に応じた集落営農等による地域農業の維持を確保する。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別における農用地等の保全の方向は、次のとおりである。

(1) 尾張農業地帯

本地帯は、名古屋市を中心にして都市化の進展が著しく、農用地と宅地の混在化、及び担い手の高齢化が進んでいる。今後についても、住宅や工場などが農用地に進出することが予想されるとともに、無秩序な廃や荒廃農地の増加が危ぐされる。

このため、農用地等として保全すべき区域を明確にし、地域農業の担い手を育成して、担い手への農用地利用集積を促進するとともに、多面的機能支払制度等の活用により農用地等の保全に努める。

(2) 西三河農業地帯

本地帯の平坦部は、自動車関連を始めとした産業の発展により都市化の進展と農家の兼業化が進行している中で、農用地の利用集積が進み大規模な土地利用型農業の展開が図られている。今後は、担い手の高齢化に対応できる体制を確立するため、法人化や新たな担い手の育成を促進するとともに、多面的機能支払制度等の活用により農用地等の保全に努める。

また、本地帯の北部山間地域においては、人口流出による農業就業者の減少により管理

不十分な農用地も増加してきている。このため、自然条件に適した特産品の育成や地域の実情に応じた集落営農等による地域農業の維持、継続を図るとともに、多面的機能支払制度等の活用により農用地等の保全に努める。

(3) 東三河農業地帯

本地帯の平坦部（東三河地域）は、農用地の7割が畑地であり、野菜、果樹及び花きを主体とした畑作園芸と畜産の一大産地を形成しており、経営規模の大きな専業農家が多い。しかし、近年は東三河臨海工業地帯の後背地として宅地化が進行し、都市近郊型農業の性格を強め、農家の兼業化が進行している。

既に、地域の農業を担う優れた経営体も多いが、今後はこれらの経営体が効率的かつ安定的な農業経営を展開できるよう、農用地等の集団化を図り経営の合理化を促進する。

また、土地利用型の農業経営体の育成により、農用地利用集積を促進し、施設型農家の労力不足による農地の遊休化防止を図るとともに、多面的機能支払制度等の活用により農用地等の保全に努める。

2 農用地等の保全のための事業

洪水、水質汚濁、地盤沈下など自然的・社会的災害から農用地・農業用施設を守り、農用地等の保全に資するため、水質保全対策事業、たん水防除事業、老朽ため池等整備事業、地盤沈下対策事業、海岸整備事業、防災ダム事業等を積極的に実施するとともに、農業水利施設等を地域全体で保全する多面的機能支払交付金事業を推進する。

また、大規模地震及び頻発化する豪雨に備え、農業用ため池や農業用排水機場等の耐震対策及び豪雨対策を推進するとともに国営総合農地防災事業等の促進を図る。

農用地として保全すべき区域における荒廃農地については、所有者等の耕作再開を促すとともに、整備を図った上で、担い手や新規就農者への利用集積及び農作業受託組織による農作業受託により農用地としての保全を図る。

また、中山間地域等の生産条件が良くない農用地等については、農地法に基づく遊休農地の農業上の利用の増進に関する施策の実施等により遊休農地の発生防止や解消を推進する。

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地の発生防止や解消の問題は、土地所有者個人の問題にとどまらず、地域全体の問題であるという意識改革が不可欠である。このため、県民に対し、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮の確保が身近な問題として理解されるような啓発活動を進めるとともに、多面的機能支払交付金事業を活用し、農業水利施設等を保全する活動に地域全体で取り組むよう誘導する。

中山間地域等では、高齢化の進行に加え、平坦地と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。

このため、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより集落機能の維持強化を通じて農業生産活動等の維持を図る。

さらに、中山間地域においては、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化を図るため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業により土地改良施設の利活用及び保全整備等、集落共同活動を推進する人材の育成を図る。

また、担い手が不足している地域においては、地域の実情に応じ、高齢就農者の能力の発揮しやすい生産体制の充実、集落が全体として営農に取り組む集落営農の推進、農業経営を補完する農業サービス事業体の育成を図るとともに荒廃農地における放牧を推進することにより、農用地等としての保全に資する。

第5 農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

農産物の需要の動向に即しつつ本県の農業生産の増大と生産性の向上を図るには、土地資源の有効利用を基本としつつ担い手への農用地の利用集積による土地利用型農業の規模拡大を図る必要がある。

このため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく事業を中心として各種施策を積極的に活用し、幅広い形での農用地の利用集積集約化を促進する。一方、中山間地域等における兼業化や高齢化による担い手のぜい弱化が進んでいる地域においては、集落が全体として営農に取り組む集落営農などの体制づくりを進める。

担い手や集落営農組織による土地利用型農業の振興に当たっては、集落組織の活動を促進し、集落機能の活用を図り、農業関係者の合意を図ることが前提となる。そのため、集落、農業協同組合、市町村など関係機関が一体となった地域営農システムを確立する。その取組によって、荒廃農地の解消、農用地の集団化、麦、大豆作の振興などを図り、生産性の高い農業経営の育成を図る。さらには、耕種農家と畜産農家の連携等により環境への負荷の少ない持続性の高い農業の展開を図る。

このような視点に立った各農業地帯の経営類型は、次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 尾張農業地帯

ア 本地帯の名古屋市を中心とした地域では、都市化の進展が著しく、農用地の資産的保有傾向が強い。ここでは、産地直売などの地理的な利点を生かした都市近郊農業が展開されている。

一方、知多地域南部ではほ場整備が進み、露地野菜で定植や収穫などに機械を利用した取組が進みつつある。

土地利用型農業については、尾張地域北部を中心に露地野菜作経営が、海部地域を中心に大規模な担い手を中心とした水田作経営が、知多地域を中心に果樹、露地野菜作経営が盛んであるとともに、花き、野菜などの施設園芸が展開されている。

畜産については、半田市を中心とした大規模乳肉複合経営が特徴的であり、知多地域を中心に畜産経営が展開されている。

経営類型	主な作目
水田作	水稻、麦、大豆
露地野菜	キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、ほうれんそう、こまつな、ねぎ、だいこん、にんじん、ブロッコリー、はくさい、れんこん
施設野菜	トマト、なす、きゅうり、いちご、ふき、みつば
果樹	ぶどう、もも、みかん、いちじく、なし
花き	鉢花、洋らん、観葉植物、きく、ばら、カーネーション、花壇苗
植木	緑化木
酪農	乳用牛

肉用牛	肥育牛、繁殖牛
養豚	肥育豚、繁殖豚
養鶏	採卵鶏

- イ 本地帯では、農用地の効率的な利用を図るために、担い手への農用地の利用集積を積極的に進め、水稲にとどまらず、麦、大豆についても生産性の向上を図っていく。また、水田作の担い手が農業協同組合あるいは市町村の境界を越えた広範な活動を展開していることを考慮して、その活動を積極的に支援する。

(2) 西三河農業地帯

- ア 本地帯は、他産業の発達により、農家の兼業化も進んでいるが、一方で、水稲等多くの作目で大規模な担い手が数多く展開している。中でも、水稲、麦及び大豆の利用権設定等による利用集積は、豊田市南部では農業協同組合との連携を、安城市では集落組織との連携を基礎に、全国的にも生産性においてトップクラスの経営体が育っている。また、矢作川を水源とする明治用水などの水利条件に恵まれ、施設野菜、花き、茶（てん茶）、果樹、畜産などに優れた経営体も育っている。

なお、中山間地域においては、水稲を始めとする多くの作目の経営（野菜、花き等）においてそれぞれの地域特性を生かした経営が展開されている。

今後、野菜、果樹、畜産等において消費者のニーズを踏まえながら新鮮で安全、安心な農産物の生産に努めるとともに、低コストで高品質な安定生産を図り、一層の消費宣伝によりブランド化を推進する。

経営類型	主な作目
水田作	水稲、麦、大豆
露地野菜	すいか、キャベツ、はくさい、にんじん、かんしょ、たまねぎ、なす
施設野菜	トマト、なす、きゅうり、いちご、ちんげんさい
果樹	いちじく、ぶどう、もも、なし
茶	てん茶
花き	鉢花、観葉植物、洋らん、ばら、さく、カーネーション
植木	緑化木
酪農	乳用牛
肉用牛	肥育牛、繁殖牛
養豚	肥育豚、繁殖豚
養鶏	採卵鶏

- イ 本地帯では農業協同組合や集落組織との連携を強化しながら農用地の利用集積を促進し、水稲、麦、大豆を組み合わせた効率的な農業経営を展開することが必要である。地域的にみれば、担い手が偏在していることを考慮し、地域的な連携の強化を図り、担い手の規模拡大を支援する。

(3) 東三河農業地帯

ア 本地帯は、県東部の中山間地域（新城設楽地域）及び豊川下流域と渥美半島（東三河地域）からなる本県有数の農業地帯である。

新城設楽地域では、農業の担い手の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっている。ここでは、水稻や畜産を主体に野菜、果樹、茶、花きの生産が行われている。

東三河地域においては、野菜、果樹、花きを主体とした畑作園芸、畜産の一大産地を形成し、畜産においては、豊橋市、田原市を中心に設備の近代化や高度化を更に推進する。

本地帯が今後も本県の主要な農業生産地帯として維持、発展していくために、地帯の農業を担う優れた経営体が、効率的かつ安定的な農業経営を展開できる生産基盤の整備を進め、農業機械及び施設の導入、雇用労力の確保並びに畜産クラスターの仕組み等を活用して生産の合理化につながる高性能機械や近代化施設の整備、また環境保全対策のため、排せつ物処理高度化施設や堆肥散布機械等の整備を推進する。

経営類型	主な作目
水田作	水稻、麦、大豆
露地野菜	キャベツ、露地メロン、レタス、ブロッコリー、スイートコーン、すいか、はくさい
施設野菜	トマト、なす、いちご、メロン、おおぼ、ちんげんさい
果樹	かき、ぶどう、みかん、いちじく、なし、もも
花き	きく、ばら、洋花、鉢花、観葉植物、洋らん
茶	煎茶
たばこ	たばこ＋露地野菜
酪農	乳用牛
肉用牛	肥育牛、繁殖牛
養豚	肥育豚、繁殖豚
養鶏・養鶉	採卵鶏、鶉
植木	緑化木

イ 東三河地域には、畑作地帯が広がっている。本地域には多くの農業者の農用地が分散しているため、畑地の利用集積は難しい状況にある。

しかし、近年、農産物価格が低迷しているため、畑作においても規模拡大を急速に進め、露地野菜生産の機械化を推進し、生産性の向上を図ることが必要である。

このため、畑地の利用集積を進め、効率的な農業経営の展開を図る地域営農システムの早期の確立を推進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 水稻、麦、大豆

水稻については、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める必要がある。また、主食用米の需給調整を図るため、新規需要米、特に飼料用米の取組を推進する必要がある。麦や大豆についても実需者ニーズに沿った品質の向上を図るとともに、作付の団地化や担い手への農用地の利用集積を進め低コスト生産に努める。

このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械や大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

また、経営の合理化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した管理システムの導入を推進する。

(2) 野菜

野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な生産出荷に対応できる産地の育成を推進するとともに、出荷管理に必要な情報システム及び予冷・保冷貯蔵施設等を備えた集出荷貯蔵施設の整備を図る。

露地野菜については、省力化や低コスト化を進めるため、多目的作業機や収穫機の導入などを推進し、機械化一貫作業体系の確立及び経費の削減を図る。施設野菜については、ICTを活用した環境制御装置の導入を推進するとともに、遊休施設の有効活用を推進する。また、原油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、省エネ施設の導入等を推進する。さらに、産地直売等の地産地消を促進する一環として、都市近郊や中山間地域において産地直売施設への出荷者の組織化や直売施設の整備を図る。

(3) 果樹

果樹は永年性作物であるため、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として、園内道の整備など園地条件の改善や低樹高栽培等による省力化及び低コスト化を進めるとともに、栽培の施設化及び優良品種の導入等により高品質果実の安定生産を推進する。

このため、非破壊選別機能を備えた集出荷貯蔵施設の導入を推進するとともに、選果ゲータを活用した生産技術の改善を進め、糖度や酸度等の内部品質を重視した生産流通体制の確立を図る。

(4) 花き

花きは、切花を始めとした輸入の増加、経済停滞の影響による業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、新品種の育成等によるブランド化や ICT を活用した総合環境制御の導入によって生産コストの低減を図るとともに、効率的な輸送方法や集出荷施設の整備を推進する。

(5) 植木

全国的な産地間競争の激化、就業者の高齢化、そして、消費者の嗜好の多様化から生じる新たな樹種への需要への対応などが重要な問題であり、これらに対応するため、調査研究及び研修施設の機能の充実強化を図り、新しい需要に対応した生産の確保に努める。

(6) 茶

茶の消費量は他の飲料と競合して減少傾向である。一方、飲用以外（食用、衣料用、医療用等の加工素材）としての利用が増加し、多様な消費形態がとられている。

本県は、てん茶で全国第4位の生産量を誇るなど特色ある茶生産が行われており、地域の立地条件にあわせて乗用型摘採機等の導入による機械化作業体系の整備や製茶工場の自動化等の施設整備を推進することにより、作業の省力化や生産コストの低減を図る。

(7) 畜産

いずれの畜種においても、畜産クラスターの仕組み等を活用して生産の合理化につながる高性能機械や近代化施設の整備、また環境保全対策のため、排せつ物処理高度化施設や堆肥散布機械等の整備を推進する。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的な方針を示すと、次のとおりである。

2 農業地帯別の構想

(1) 尾張農業地帯

本地帯の重点作目として、水稲、麦、大豆、野菜では、なす、いちご、トマトを主体とした果菜類、ほうれんそう、ふき、みつば、レタス等の葉茎菜類、ばれいしょ等のいも類、れんこん等の根菜類、果樹、花き、植木、乳用牛、養豚、採卵鶏等があるが、今後の農業の近代化のための施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稲、麦、大豆

海部地域は、県内有数の米どころとしてブランド化を推進するとともに、企業的経営体による農作業受託地の面的集積、直播栽培による低コスト生産を推進する。麦、大豆

についても実需者ニーズに沿った品質の向上を図るとともに、作付の団地化や担い手への農用地の利用集積を進め低コスト生産に努める。

尾張地域、知多地域においても農用地の利用集積による規模の拡大や新技術の導入等生産コストの低減を図るとともに、需要に沿った品質の向上を図る。このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械の導入や大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

イ 野菜

(7) 果菜類

本地帯の果菜類は、海部地域のトマト、海部地域西北部のいちご、尾張地域西北部を中心とするなす等の施設野菜である。いずれも労働集約的な生産形態がとられ、育苗、病虫害防除、選別及び荷造りに多くの労力を要している。

このため、共同育苗施設の設置、無病苗の育成及び増殖、施設の高度化及び自動化並びに集出荷選別施設を整備して共同利用を進める。また、出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設の整備を推進する。

(4) 葉茎菜類

本地帯の葉茎菜類は、尾張地域西北部及び海部地域北部を中心とするほうれんそう、ねぎ、海部地域南部及び知多地域のレタス、知多地域のキャベツ、ふき、たまねぎ並びに尾張地域西部及び名古屋市のみつば等である。

これらは収穫調製に多くの労力を要しているため、作型分化による労力分散を図ると同時に機械化を推進する。

流通面については、既存の集出荷施設を拠点として予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。

(7) 根菜類

本地帯の根菜類は、海部地域西部のれんこん、尾張地域北部及び海部地域北部のだいこん、海部地域北西部のにんじん、尾張地域北部のごぼう等である。

これらの根菜類については、栽培から収穫までの機械化を進め更なる省力化を図り、また、効率的な出荷と出荷作業の労力軽減のために、選別、洗浄、包装及び貯蔵等の機能を有する集出荷施設の整備を推進する。

ウ 果樹

本地帯における主な果樹は、尾張地域北部のもも、かき及びぶどう、知多地域のみかん、いちじく、ぶどう等である。

これらは、共同の集出荷選果施設を核とした産地のほか、大都市近郊という立地条件を背景として観光農園や直売などの経営も多く、それぞれの特性を活かしながら発展してきた。

今後は、消費者ニーズに応えた生産性の高い高品質果実の安定供給を図るため、優良品種系統への改植を推進するとともに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化の推進を図る。また、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共選共販体制の確立強化を図る。

エ 花き

切り花類の主な産地は、稲沢市及び知多地域のきく、知多地域のカーネーション、愛西市のカラー、花はす等であり、ばら産地は本地帯に点在している。

鉢物類の主な産地は、知多地域の観葉植物、洋らん、尾張地域北部、海部地域及び知多地域の鉢花、一宮市、稲沢市及び豊明市の花壇用苗物等である。

これらの地域は、消費地名古屋の近郊という立地条件を背景に個々の特色を生かしながら発展してきた。

今後は、流通の多角化、消費者ニーズの多様化に産地として対応することが求められている。そのため、消費動向に即した品目の導入、種類、作型に応じた生産技術の向上、生産コストの低減、花きイベントの開催を通して消費拡大と新たな需要開拓を行うとともに、産地の組織体制を強化して集出荷施設の整備を推進する。

オ 植木

本地帯における産地は、稲沢市、一宮市等である。

この地域は、古くから稲沢市を中心に植木の全国四大産地の一つとして全国的に知られてきた。

多品目少量生産に特徴があるが、全国的な産地間競争の激化や就業者の高齢化等、取り巻く環境は大変厳しく、生産から流通、利用にわたる総合的なコストの削減、生産品の高付加価値化、生産作業の省力化等を図る必要が生じている。

今後は、後継者の育成及び生産合理化を進めるため、愛知県植木センターの緑化木生産に関する指導や研修機能、調査研究機能、流通に関する情報の収集及び提供機能の一層の強化や充実を図る。

カ 畜産

本地帯では、知多地域が本県を代表する酪農地帯となっている。また、中規模の養豚経営が知多地域全体に散在している。都市近郊の畜産として維持発展するだけでなく環境保全にも万全の備えが求められる。今後は省力管理技術の導入によって、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行う。

このため、家畜排せつ物処理高度化施設の誘導、高度化機械施設の共同利用を推進し、飼養、集荷、輸送等に必要な施設整備を積極的に推進するとともに、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を強化していく必要がある。

(2) 西三河農業地帯

本地帯の重点作物として、水稻、麦、大豆、野菜では、いちご、なす、きゅうり、すいか等の果菜類、はくさい等の葉茎菜類、にんじん等の根菜類、いちじく、なし、ぶどう、もも等の果樹、茶、カーネーション、ばら、洋らん、観葉植物等の花き、植木、乳用牛、養豚、採卵鶏、肉用牛があるが、今後の農業の近代化のための施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稻、麦、大豆

西三河地域については、企業的経営体による水稻、麦、大豆を組み合わせた効率的な農業経営を展開し、農用地の利用集積や農作業の受委託等により低コスト生産を一層進めるとともに、高品質な産地形成を目指す。中山間地域においては、立地条件を生かし、需要に即した地場加工を含む特産品の育成に取り組む。このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械の導入や大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

また、豊田加茂地域ではそれぞれの地域の特色を生かし、需要に即した安全で食味の良い米作りを推進する。

イ 野菜

(7) 果菜類

本地帯の果菜類は、岡崎市及び安城市以南である南部地域のきゅうり、なす、いちご、豊田市北部のすいか等である。きゅうり、なす、いちごの施設野菜については、経営規模の拡大と集団化の進んでいる地域であるが、多くの労力を要する作物であるので、育苗の共同化、集出荷選別施設の整備により生産流通の省力化や合理化を推進する。

(4) 葉茎菜類

本地帯の葉茎菜類は、豊田市北部、みよし市を中心とするはくさい、碧南市を中心とするたまねぎ等である。これらは省力化が可能であるので、産地の集団化とともに収穫機の導入等作業の機械化による生産の合理化を図る。

(5) 根菜類

本地帯の根菜類は、碧南市を中心とするにんじん、早掘かんしょ等本県を代表する集団産地を形成している。

これらも類、根菜類については、栽培の機械化を進め更なる省力化を図り、また、効率的な出荷と出荷作業の軽減のために、選別、洗浄、包装及び貯蔵等の機能を有する集出荷施設の整備を推進する。

ウ 果樹

本地帯の主な果樹は、安城市及び碧南市を中心とするいちじく、豊田市北部及び安

城市を中心とするなし、岡崎市及びみよし市を中心とするぶどう、豊田市北部を中心とするもも、幸田町を中心とする筆柿等である。

これらの産地の多くは平坦地域に位置し、地域の大型集出荷施設を核に産地体制を確立してこれまで発展してきた。

今後は、非破壊選果機の活用等による品質の高位平準化と安定出荷を図るとともに、PR活動の強化等により産地の体質強化と市場での優位性の確立を図る。

エ 茶

本地帯平坦地域（西尾）においては、てん茶が生産されている。中山間地域（下山・額田）においては、冷涼な気候条件を活かしたてん茶とせん茶が有機栽培で生産されている。

いずれの地域においても計画的な改植により優良品種を導入し、作期と労働力の分散による経営安定を図る必要がある。

また、てん茶の産地においては、棚下型ほ場に対応可能な乗用型摘採機の導入を推進し、機械化による効率的な生産を図る。

オ 花き

切り花類の主な産地は、西尾幡豆地域のきく、カーネーション、ばら、碧南市のきく、カーネーション、クルクマ、中山間地域の小ぎく等であり、中山間地域を除き専業の大型施設花き経営である。

鉢物類の主な産地は、西尾幡豆地域の観葉植物、洋らん、和物、安城市の観葉植物、鉢花、岡崎市の観葉植物、旧豊田市である豊田市南部の洋らん、観葉植物、中山間地域のシクラメン等の鉢花等多様な品目の産地で構成されている。

今後は、流通の多角化、消費者ニーズの多様化に対応することを求められている。そのため、消費動向に即した品目の導入、種類や作型に応じた生産技術の向上、生産コストの低減、花きイベントの開催を通じて消費拡大や新たな需要拡大を行うとともに、情報の発信機能を持つ産地としての体制の整備、集出荷施設の整備等を推進する。また、中山間地域では、夏季の冷涼な気候を生かした産地化を図る。

カ 植木

西尾市一帯に、古くからの伝統に支えられた産地がある。

多品目少量生産に特徴があるが、全国的な産地間競争の激化や就業者の高齢化等、取り巻く環境は大変厳しく、生産から流通、利用にわたる総合的なコストの削減、生産品の高付加価値化、生産作業の省力化等を図る必要が生じている。

今後は、後継者の育成及び生産合理化を進めるため、愛知県植木センターの緑化木生産に関する指導や研修機能、調査研究機能、流通に関する情報の収集及び提供機能の一層の強化や充実を図る。

キ 畜産

今後は省力管理技術の導入によって、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を行う。

このため、家畜排せつ物処理高度化施設の誘導、高度化機械施設の共同利用を推進し、飼養、集荷、輸送等に必要な施設整備を積極的に推進するとともに、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的連携を強化していく必要がある。

(3) 東三河農業地帯

本地帯における重点作物として、水稻、麦、大豆、野菜では、キャベツ、はくさい、レタス、ブロッコリー等の葉茎菜類、だいこん、さといも等の根菜類、メロン類、トマト、すいか、いちご、なす、スイートコーン、えんどう等の果菜類、果樹、花き、たばこ、茶、乳用牛、肉用牛、養豚、採卵鶏、鶉、ブロイラーがあるが、今後の農業の近代化のための施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稻、麦、大豆

早場米地帯を形成する豊橋市西部を中心とする平坦地域は、高品質生産に努めるとともに、農用地の利用集積や大型機械化体系等の新技術を導入し、コストの低減に努める。新城設楽地域においては、標高差を利用した作型について農業機械による省力化を図り、高品質米や減農薬栽培等の地域の特色を生かしたブランド化を推進する。このため、それぞれの産地の実態に即した大型機械の導入や大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

イ 野菜

(7) 果菜類

本地帯の果菜類は、施設栽培として、田原市、豊橋市、豊川市のトマト、豊橋市及び田原市のえんどう、豊橋市、豊川市のいちご、山間地域の夏秋トマト等がある。

また、露地栽培としてすいか、メロン類、スイートコーンがある。

施設果菜類については育苗、病虫害防除、選別及び荷造りに多くの労力を要する作物であるので、装置化された共同育苗施設、集出荷選果施設等の整備を推進し、さらに品質の統一による有利販売を図るため、高度な選別能力を有する選果機の導入を推進する。

また、露地果菜類については、施設園芸の振興と併せて、いくつかの栽培形態を組み合わせるにより、適正な労力配分及び計画的な生産を図るとともに機械化を進め省力化を推進する。

(イ) 葉茎菜類

本地帯の葉茎菜類は、豊橋市、田原市を中心とした冬キャベツ、春キャベツ、ブロ

ッコリー、中山間地域の夏秋キャベツ、豊橋市及び豊川市の秋冬はくさい、豊橋市及び田原市の冬レタスなどであり、秋冬期野菜を中心とした本県を代表する集団野菜産地である。キャベツ、はくさいは、出荷調製作業の省力化と流通経費の低減化を図るため、コンテナやパレット等による出荷を推進する。

集出荷では、既存の集出荷場の統合等も含め、効率的な集出荷のための施設整備を推進するとともに、レタス等では品質保持のための予冷施設の整備を推進する。

(ウ) 根菜類

本地帯の根菜類は、新城市のさといも、豊橋市及び田原市のだいこんを中心に、施設園芸の振興に対応して、本地帯の広い畑作地において省力できる作目として栽培されているが、これらの根菜類は栽培地を集団化して機械化による栽培の省力化を図る。

また、山間地域の特産品としてじねんじょの生産振興を図る。

ウ 果樹

本地帯における主な果樹は、豊橋市及び新城市を中心とするかき及びぶどう、蒲郡市を始めとする沿岸地域におけるかんきつ類、新城市のうめ等である。中でも、蒲郡市を中心とするハウスみかんと豊橋市北部を中心とする次郎柿は全国でも有数の産地となっている。

今後は、優良品種系統や新技術の導入などにより品質の向上等を図るとともに、非破壊選果施設の整備や作業の受託組織の育成等により生産出荷体制の一層の確立強化を図る。

エ 花き

本地帯は、花きの多品目で産地が構成されている総合産地が多く、特に田原市の花き生産は全国一である。切り花類の主な産地は、豊川市のきく、スプレーぎく、ばら、洋花類、豊橋市のばら、洋花類（デルフィニウム、グロリオサ等）、田原市のきく、スプレーぎく、ばら、カーネーション、洋花類（アルストロメリア、グロリオサ、スイートピー、トルコギキョウ等）等であり、専業の大型施設花き経営である。

鉢物類の主な産地は、豊川市の鉢花、観葉植物、豊橋市の観葉植物、洋らん、新城市、設楽町の鉢花、田原市の観葉植物、鉢花、洋らん等であり、多様な品目の総合産地である。

今後は、流通の多角化、消費者ニーズの多様化に産地として迅速に対応することが求められていることから、消費動向に即した品目の導入、種類・作型に応じた生産技術の向上、生産コストの低減、機械化や装置化による省力生産技術の普及を推進し、花きイベントの開催を通して消費拡大と新たな需要開拓を行うとともに、情報の発信機能を持つ総合産地としての体制の整備、集出荷施設の整備等を推進する。

オ 植木

豊橋市を主に、県内では比較的新しい産地がある。多品目少生産に特徴があるが、全国的な産地間競争の激化や就業者の高齢化等、取り巻く環境は大変厳しく、生産から流通、利用にわたる総合的なコストの削減、生産品の高付加価値化、生産作業の省力化等を図る必要が生じている。

今後は、後継者の育成及び生産合理化を進めるため、愛知県植木センターの緑化木生産に関する指導や研修機能、調査研究機能、流通に関する情報の収集及び提供機能の一層の強化や充実を図る。

カ 茶

本地帯は、せん茶を中心とした生産が行われており、平坦地域においては比較的規模の大きな機械化作業体系が確立している。山間地域においては規模は小さいが恵まれた自然条件を生かした茶生産が行われている。

品種は計画的な改植により優良品種を導入し、作期と労力の分散による経営安定を図る必要がある。

平坦地域においては乗用型摘採機を導入し、労働力及びコスト低減による経営安定を図る必要があり、山間地域においては農業協同組合を中心として、各生産組織が連携を強化することで、生産から流通までの効率化に努めるとともに、産地ブランド化を推進する。

キ たばこ

本県のたばこ作のすべてが本地帯で耕作されており、露地野菜との輪作作物として重要な特用作物である。

たばこは契約栽培であるため農家経営には安定的な畑作物であるが、最近の分煙化、禁煙化の動きによる需要の減少に伴い、耕作者数、栽培面積が減少していることから、施設の共同化、近代化を進め、省力的で効率的な生産体系及び生産性の高い技術体系を構築する必要がある。

ク 畜産

本地帯は本県畜産の主要産地であり、今後とも中核地帯として伸びていくことが期待される。郊外地域に多く、全畜種とも環境保全の整備をしつつ生産性の向上を図りながら規模拡大を目指す余地がある。したがって、意欲的な経営を展開できるよう大型の共同家畜排せつ物処理高度化施設設置や低コスト化を図る省力化施設等の整備を推進する。また、家畜ふん堆肥の利用促進を図るため耕種農家との有機的な連携を強化していく必要がある。

3 広域整備の構想

(1) 水稻、麦、大豆生産流通施設

水稲、麦、大豆の生産性の向上、品質の改善及び生産出荷の大量化等を促進し、その合理化、省力化を図るため、トラクター、コンバイン等の大型機械の導入及び大規模乾燥調製貯蔵施設等の管理を推進する。

(2) 野菜集出荷基幹施設

野菜の集出荷の近代化や合理化を図るため、各農業地帯に予冷又は選果機能を併せ持った野菜集出荷基幹施設の設置を推進する。

(3) 果実の集出荷選果施設

果実の集出荷の近代化・合理化を図るため、その主産地に集出荷、選果及び貯蔵施設の整備を推進する。

(4) 花きの集出荷施設・卸売市場

花きの集出荷の近代化を図るため、主産地に湿式低温流通が可能な集出荷施設の整備を促進する。

(5) 植木センター施設

本県の緑化木の生産振興に寄与するため、昭和61年度に設置された愛知県植木センターの指導や研修機能、調査研究機能、流通に関する情報の収集及び提供機能の一層の充実や強化を図る。

(6) 茶の低温貯蔵施設

生産物の品質の保持と製品の消費地への円滑な供給を図るため、西三河及び東三河農業地帯に茶の低温貯蔵施設の設置を推進する。

(7) 食肉流通センター

食肉需要の増大及び食肉流通の広域化、大規模化に対応し得る大規模な総合的機能を有する

食肉流通センターを、東西2か所の臨海部に設置する基本方針に基づき、東地区は平成5年度に豊橋市に(株)東三河食肉流通センターが開場し、西地区は平成18年度に名古屋市中央卸売市場南部市場が開場したことにより、これらの施設を拠点として県内の食肉流通の合理化を図る。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県の農業を担う経営感覚に優れた農業者を育成及び確保するためには、農業大学校を農業後継者を始めとして農業を担おうとする者を対象とした教育の中核施設として位置付け、その機能の強化を図る必要がある。

農業大学校は、農業経営に必要な知識・技術を習得するための実習に重点を置いた実践的な学習を実施しており、県内の農業現場での農業経営により近い学習ができるよう、効率的で先進性の高い教育施設の整備が必要である。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

近年、県内における新規就農者は、非農家出身である新規参加者が一定人数存在していることから、このような就農者に対する研修を充実させる必要がある。

このため、農業大学校では、実践的で先進性の高い教育・研修施設の整備を図るとともに、教育部においては、就農を促進するため先端農業をカリキュラムに取り込み教育内容を強化していく。

また、企画研修部においては、農林水産事務所農業改良普及課と連携し、農業者の発展段階に応じた知識・技術等の習得に向けた研修を実施していく。

農業を担う者の確保のため、農業高校等との連携により農業大学校で農業高校の生徒等が農業の新技术等が学べるよう教育環境の整備を進めていく。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 認定農業者の確保及び育成

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農業経営改善計画認定制度（認定農業者制度）の普及を図り、経営改善志向農業者の計画作成に関する支援や認定農業者の目標実現のために必要な指導を積極的に行う。また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上のため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を重点的に行う。

(2) 就農希望者への指導及び支援

就農希望者に対しては、農業大学校に設置した「農起業支援ステーション」で就農相談などにより具体的なビジョンづくりをサポートするとともに、県農林水産事務所8か所に設置した「農起業支援センター」において、市町村、農業委員会、農協等と連携して実際に就農するまで支援をする。支援にあたっては、認定新規就農者制度の周知を図り、計画作成に関する支援や認定新規就農者の目標実現のために必要な指導を積極的に行うとともに、経営開始のための施設整備に対して青年等就農資金の活用について濃密に指導し、確実な就農定着を図る。

また、農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者が、農業次世代人材投資資金（準備型）を活用できるよう支援する。

(3) 青年農業者の資質向上

将来の本県農業を支える中核的な存在である青年農業者に対しては、農林水産事務所農業改良普及課や農業大学校において、能力向上研修、課題解決研修などを充実し、これらの研修への参加を促すとともに、豊かな国際感覚や企業的経営感覚を身につけるための国内外における先進地研修への参加を誘導する。

4Hクラブ、青年農業士会などの組織活動に対しては、地域活動へのより積極的な取組と技術改良、経営改善等についての自主的な研究活動が行われるよう指導や支援を行う。

(4) 新規参入者等への指導及び支援

新規参入者やUターン就農者は、農業についての経験・技術・知識に個人差が大きいこと等から、個々の特性・条件を踏まえ、栽培技術や経営管理に関する指導や生産部会等の組織活動への参加誘導により就農の定着を図る。

また、経営リスクを負う新規参入者等の経営が軌道に乗るまでの間、市町村が給付する農業次世代人材投資資金（経営開始型）を活用できるよう支援する。

一方で、新規就農者の就業形態として農業法人への就職が増加しているため、受け皿となる農業経営体の法人化を促進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の名古屋市、旧豊田市である豊田市南部及び豊橋市を中心とした都市近郊地域においては、伊勢湾及び三河湾の臨海工業地帯を始めとして安定した農外就業の場に恵まれ、従来から、安定兼業という形で農家の所得が向上してきた。今後、都市と農村の交流を図り、都市住民へゆとりと安らぎを提供する直売所や農業体験施設の整備等地域毎に知恵を絞って就業機会の創出を図る。

2 農山村地域における就業機会の確保のための構想

一方、農山村地域の経済は、農林業及び伝統的技術と地域の資源を利用した地場産業を核として発展してきた。しかし、こうした地場産業は小規模な企業がほとんどであり、雇用能力が小さく、また近年の消費需要の伸び悩み等により農業従事者の農外就業機会の場は恵まれない状況にある。

このため、今後こうした農山村地域においては、必要に応じて地域の定住条件を整備し、地域農業の担い手の育成を図るため、農業生産基盤の整備を進め農業の振興を図るとともに、地域農林水産物をいかした地場産業の活用を図り、農業従事者の安定的な就業を促進する。

また、農山村地域における就業機会の確保については、農業者や法人就農者に対して経営の発展段階に応じた経営や雇用管理等の研修を行うことにより、安定的な雇用が可能となる経営体の育成を図る。また、農業分野での女性の力をいかすため、作業環境の整備等を支援することで、女性農業者の安定的な就業促進を図る。

さらに、各種補助事業による地域農林水産物の加工利用の高度化を図るために整備される施設、地域資源をいかした観光農林漁業及び山村と都市との交流を促進するための体験、学習施設などを活用して地元における安定的な就業機会の確保を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

本県においては、兼業化、混住化が進む中で、住民の職業や意識の面での多様化が見られるうえ、農業労働力の高齢化等により担い手のぜい弱化が見られ、農業・農村をめぐる情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下で、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るためには、農業従事者等の良好な生活環境を確保し、地域連帯感の醸成を図るとともに、自主的な創意のもとに地域のコミュニティ活動を強化することが重要となっている。

2 生活環境施設の整備の構想

このため、地域住民の積極的な参加を得ながら、農業集落排水施設や集落道、防災安全施設等の生活環境施設の更新整備を進め、地域連帯感の醸成はもとより、農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、良好な生活環境を確保する。

整備を推進する施設は、緊急度、利用見込人口、利用圏域等を考慮した適正な規模、位置とする。

都市には見られない農村地域固有の広い空間、豊かな緑を十分生かすとともに地域の特性を生かしたものとする。

また、受益者は主として農業従事者を対象とし、併せて農業従事者以外の者の生活環境についても十分配慮する。農業集落排水事業については、全県域污水適正処理構想に基づき、着実な推進を図る。

施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の創意と工夫を十分に反映させ、住民の自主的な活動により施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。

愛知県農業振興地域整備基本方針

令和3年12月発行

愛知県農業水産局農政部農業振興課

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 052-954-6405(ダイヤルイン)